

2 1) 品目名：木炭（建築解体木材を使用するものを除く）

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原料としていないこと。 2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	1 製品にきょう雑物が含まれていないこと。 2 製品の精煉度が0度から8度までであること。
循環資源の配合率	原料として循環資源を100%（重量割合）使用していること。

平成17年8月30日制定

【参考：精煉度とは】

精煉度とは、木炭表面の電気抵抗値を0から9までの10段階に表示して炭化の度
合いを示すものであり、木炭中に含まれる固定炭素の大小を知る目安になる尺度であ
る。炭化温度が高く、精煉がよく行われていれば、炭素以外の不純物の含有率は小さ
く、固定炭素の割合が大きくなり、電気抵抗は小さくなる（精煉度は小さくなる）。
（日本木炭新用途協議会「新用途木炭の新用途別基準」参照）